

京都市公園駐車場における整備・管理運営事業者の募集について（京都動物愛護センター）

| No. | 質問内容   | 回答   |
|-----|--|--|
| 1   | 「5. 駐車場に関する条件（2）」について、現状の駐車料金から変更は可能でしょうか？料金変更する場合、どのような手続きが必要でしょうか？   | 募集要項に記載のとおり、事業者において、近隣の駐車料金相場等を勘案したうえで、現行料金から変更することは可能です。料金に係る本市への報告については、様式不問です。なお、利用者等への対応は、すべて事業者の責任で行っていただく必要がありますので、仮に、駐車料金を値上げし、利用者から苦情があった場合には、事業者が責任を持って対応してください。  |
| 2   | 「5. 駐車場に関する条件（2）ウ」より直近の利用台数に公用車や身障者等の無料出庫も含まれているのでしょうか。含まれているのであればその台数をご教示ください。  | 利用台数については公用車等の無料出庫分を含みます。無料出庫分の正確な台数については、現在の管理システム上、全てを把握していないためお示しすることはできません。  |
| 3   | 「5. 駐車場に関する条件（3）エ」について、現事業者と既存設備の利用について合意が取れなかった場合、新規事業者は一から必要設備を導入する必要はありますか？   | 御見解のとおりです。   |
| 4   | 「5. 駐車場に関する条件（3）カ」よりクレジットカード及び電子マネーに対応できる機種とは具体的にどの決済方法に対応することが必須でしょうか。  | 利用者の利便性向上のため、電子マネー決済にも対応できるよう求めるものであり、特に本市から指定する決済方法はありませので、事業者において必要と思われる種類を選定ください。   |
| 5   | 「5. 駐車場に関する条件（4）エ」について、『利用者等の個人情報適切に管理・保護するために必要な措置』は具体的にどういったものになりますか？また、『責任の所在を明確にする』については、どのような意図がありますでしょうか？                  | 駐車場運営にあたり事業者が個人情報を収集する場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき適切に管理・保護することを求めるものです。具体的には、駐車場内に防犯カメラを設置する場合や、車番認証を行う場合の取扱い等を想定しています。  |
| 6   | 「5. 駐車場に関する条件（5）」について、当該駐車場の利用状況についての報告頻度はどれくらいを想定されていますか？   | 現状、年1回の報告を想定していますが、募集要項に記載のとおり、使用許可決定後に本市と協議のうえ決定します。  |
| 7   | ・別紙2 「8. 原状回復等（1）」について、原状回復は具体的にどこまでの範囲となりますか？<br>・許可期間満了後は原状回復が必要とのことですが、弊社設置物を全て撤去すれば原状回復といえますでしょうか（弊社設置でないアスファルト舗装、緑化部分等全残置）。 | 事業者が設置した駐車設備、看板、照明等設置物を想定しています。なお、募集要項に記載のとおり、現事業者が設置した設備を次の事業者が継続して利用を希望された場合は、両者協議のもと、引継ぎを行うことが可能です。なお、アスファルト舗装や緑化部分等について、許可満了後に撤去する必要はありませんが、使用期間中は許可事業者の責により、適切に整備・管理いただく必要があります。  |
| 8   | 別紙2 「14. その他」について、地蔵像、記念碑の設置基準はなんでしょうか？  | 「京都市建設局所管の都市公園内における地蔵像の設置許可基準」及び「京都市建設局所管の都市公園内における記念碑の設置許可基準」に準じます。各基準の内容については、以下のURLから御確認ください。<br><br>(地蔵像の設置許可基準)<br><a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000101/101135/jizouzou.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000101/101135/jizouzou.pdf</a><br>(記念碑の設置許可基準)<br><a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000101/101135/kinenhi.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000101/101135/kinenhi.pdf</a> |
| 9   | 別紙2 「14. その他」について、『防犯カメラ』は必要ですよね。  | 駐車場の管理・運営に必要と認められる場合は、事業者の責において設置いただくことは可能です。なお、設置する場合は、公園施設設置許可申請時にその旨記載いただくとともに、運用にあたっては個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき適切に運用をしてください。<br><br>(防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン)<br><a href="https://www.pref.kyoto.jp/anshin/documents/1302229178145.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/anshin/documents/1302229178145.pdf</a>   |

京都市公園駐車場における整備・管理運営事業者の募集について（京都動物愛護センター）

| No. | 質問内容  | 回答  |
|-----|---|---|
| 10  | 駐車場収入の開示をお願いいたします。  | 別表のとおりです。   |
| 11  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場管理範囲内設置物の中で現事業者と貴市の所有物の内訳をご教示ください。</li> <li>・下記既存設置物は京都市の所有でしょうか。<br/>                     &lt;設置箇所&gt;<br/>                     照明灯：駐車場中心部分×3個<br/>                     緑化部分×6個<br/>                     また、上記以外で京都市所有物があればご教示ください。</li> <li>・現事業者の資産区分についてご教示ください</li> </ul> | 駐車場内にある設置物について、本市の財産に位置づけられるものはありません。   |
| 12  | 現事業者の植栽等頻度をご教示ください。   | 現在、定期点検として年8回、総合点検として年1回実施されています。   |
| 13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方や妊娠中の京都動物愛護センター利用者は無料利用とのことですが、現在の運営事業者は上記内容を看板等で掲示しておりませんが、同様に掲示せず同じ形態で運営してよろしいでしょうか。</li> <li>・駐車料金の減免については動物愛護センター内でご対応いただけるという認識でお間違えないでしょうか</li> </ul>   | 御見解のとおりで差し支えありません。<br>なお、動物愛護センターにおける具体的な対応方法については、選定後、本市と選定事業者で協議し、決定します。  |
| 14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の詳細図について、拡大図（数字が確認できるもの）をいただけますでしょうか。また、現地にて利用者の邪魔にならない範囲で実測することは可能でしょうか。</li> <li>・駐車場の図面について、CAD データまたは寸法等の詳細がわかるものを開示ください</li> </ul>  | 駐車場図面については別添1のとおりです。<br>なお、現地で実測いただくことは可能ですが、その場合は、事前に本市へ連絡のうえ、作業いただきますようお願いいたします。  |
| 15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回入札時の落札条件（年間使用料）をご教示ください。</li> <li>・現事業者の使用料についてご教示ください</li> </ul>   | 現在の年間使用料（税込）は、6,600,000円です。<br>なお、前回は動物愛護センターの開所に合わせ、当該敷地を有料駐車場として設計・整備することを含めた条件により、プロポーザル方式で事業者の公募を行いました。   |
| 16  | 今回の入札は現在の事業者の契約期間満了により実施されているものでしょうか。   | 御見解のとおりです。  |
| 17  | 契約書雛型をご教示ください。また、本質問回答後に契約条件について再度質問することは可能でしょうか。落札した場合、入札時に確認している契約書雛型と本駐車場の契約内容で相違する部分があれば、協議は可能でしょうか。  | 本事業に係る条件等については、募集要項に記載のとおりです。選定後、要項に記載のない項目については、本市と選定事業者で協議のうえ決定いたします。その際は、必要に応じて本市と事業者で覚書等を締結することは可能です。<br>なお、本件は、事業者が募集要項等に示された条件に従うことを前提として、本市が都市公園法に基づく公園施設設置許可をする性質上、当該許可通知をもって契約締結としており、契約書の作成は行いません。（参考に、許可通知書のひな型を別添2のとおり提示します。） |
| 18  | 落札後、契約条件協議不調により事業化を辞退することは可能でしょうか。その場合費用は発生しますか。  | 上記のとおり、本事業に係る条件等については募集要項に記載のとおりですので、条件を御確認のうえ御応募いただけますようお願いいたします。<br>なお、辞退されることによる費用の請求はありませんが、選定された事業者が設置許可申請を行わない場合は、その後の公園駐車場事業に多大な影響を及ぼすことから、設置許可申請を行うことを前提に、応募していただきたいと考えています。  |

京都市公園駐車場における整備・管理運営事業者の募集について（京都動物愛護センター）

| No. | 質問内容   | 回答   |
|-----|--|--|
| 19  | 契約期間内（初回含む）に解約することは可能でしょうか。可能な場合、何カ月前に解約通告が必要ですか。中途解約金は発生しますか。また、契約を更新しない場合、何カ月前に通告が必要でしょうか。 | 当初許可を受けた公園施設利用期間を変更（短縮）されたい場合は、都市公園法に基づき、あらかじめ本市から変更許可を受けなければなりません。変更許可手続きには一定の期間を要しますので、出来る限り早めに本市へ御相談ください。<br>ただし、（別紙2）の「7. 損害賠償」に記載のとおり、事業者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、損害賠償請求を行う場合があります。<br>なお、既納の使用料等は、京都市都市公園条例第12条の2により、原則として還付しません。   |
| 20  | 使用料の支払いは、年度額を一括納付か月額納付か、また納付期限についてもご教示ください。契約期間途中で解約となった場合、支払い済の使用料は返金されますか。                 | 京都市都市公園条例施行規則第11条第2項第2号により、許可期間が3月を超える場合にあっては、次に掲げる期間の区分により初期の分は許可の際、次期以降の分は当該各期の初めの月の25日までに納入しなければなりません。また、この場合において使用者は、2期分以上を併せて納入することが可能ですので、設置許可後に本市と協議のうえ、納入方法を決定します。<br>なお、上記のとおり、既納の使用料の還付は原則として行いません。<br>（納入期間の区分）<br>第1期 4月から6月まで<br>第2期 7月から9月まで<br>第3期 10月から12月まで<br>第4期 1月から3月まで |
| 21  | 使用期間中に使用料の改定があるとのことですが、事業者からも改定を打診することは可能でしょうか。  | 事業者が提案した当初の使用料を、使用期間中又は更新後に変更することは、原則としてありません。ただし、（別紙2）の「2 使用料の改定」に記載のとおり、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により、当初の使用料の額が社会通念に照らして妥当でないと判断できるような場合は、例外的に使用料を改定する可能性もないわけではないため、その旨、記載しています。<br>なお、上記に該当する場合において、事業者からの提案を拒むものではありません。  |
| 22  | 水道光熱費は事業者負担でしょうか。  | 御見解のとおりです。   |
| 23  | 保証金の納入は必要でしょうか。必要な場合、保証金は解約時に返還されますか。  | 本件について、保証金は不要です。   |
| 24  | 管理機器はゲート式又はパークロック式とすることとありますがカメラ式（ゲートレス）での運営は可能でしょうか   | 各車室（公用車使用分を含む。）の出入庫管理レベルが、ゲート式又はパークロック式と同等以上と認められる場合は可能と考えます。なお、この場合、根拠となる資料は、応募書類と合わせて応募期間内に本市へ提出してください。  |
| 25  | 現地に放置車両らしきものがあるかと思いますが現事業者にてご対応いただけるという認識で良いでしょうか  | 現事業者において当該車両の確認後、適切に対応いただく予定です。  |
| 26  | カーシェアリングの設置は可能でしょうか  | 募集要項に記載のとおり、本施設は公園及び京都動物愛護センター利用者の使用を優先とすることから、カーシェアリングの設置は認められません。  |

## 別表（料金収入について）

令和4年

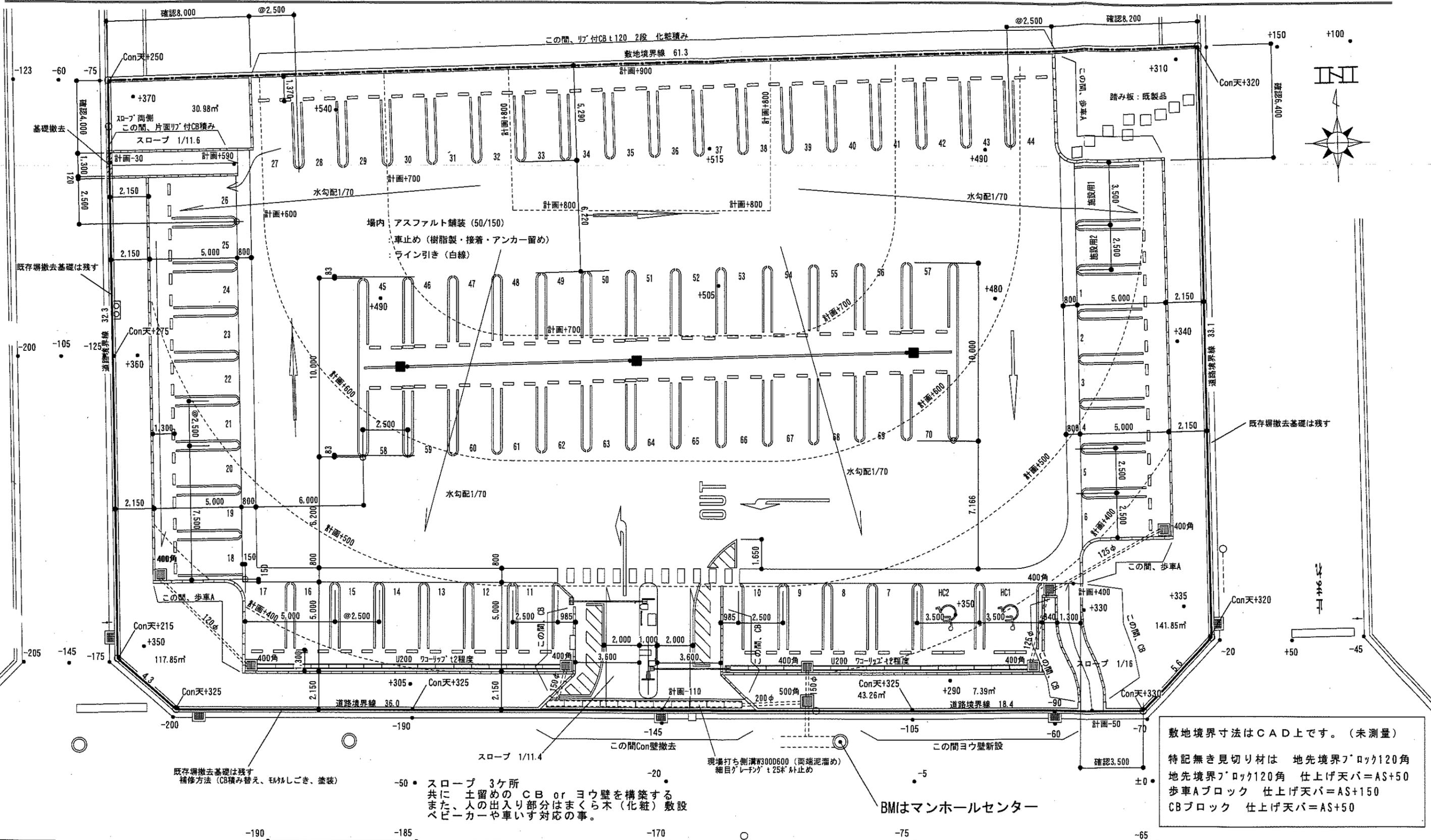
| 月       | 1月      | 2月      | 3月      | 4月      | 5月        | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 10月     | 11月       | 12月       | 合計         |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|------------|
| 利用台数（台） | 2,484   | 1,845   | 2,337   | 2,529   | 2,662     | 2,389   | 2,122   | 1,930   | 2,054   | 2,576   | 2,516     | 2,509     | 27,953     |
| 料金収入（円） | 973,500 | 748,600 | 951,200 | 974,300 | 1,037,000 | 941,500 | 898,800 | 779,700 | 792,700 | 984,900 | 1,029,600 | 1,030,200 | 11,142,000 |

令和5年

| 月       | 1月      | 2月      | 3月        | 4月        | 5月        | 6月      | 7月      | 8月      | 9月        | 10月       | 11月       | 12月     | 合計         |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 利用台数（台） | 2,289   | 2,366   | 2,733     | 2,551     | 2,572     | 2,444   | 1,970   | 2,037   | 2,410     | 2,615     | 2,582     | 2,413   | 28,982     |
| 料金収入（円） | 941,800 | 969,300 | 1,112,700 | 1,051,200 | 1,033,900 | 999,900 | 817,500 | 859,300 | 1,022,700 | 1,082,100 | 1,056,700 | 998,100 | 11,945,200 |

令和6年（上半期）

| 月       | 1月        | 2月        | 3月        | 4月        | 5月        | 6月        | 合計        |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 利用台数（台） | 2,483     | 2,535     | 2,657     | 2,540     | 2,547     | 2,530     | 15,292    |
| 料金収入（円） | 1,037,900 | 1,031,700 | 1,085,100 | 1,032,700 | 1,036,800 | 1,056,300 | 6,280,500 |



既存塀撤去基礎は残す  
補修方法 (CB積み替え、モルタルごき、塗装)

-50 スロープ 3ヶ所  
共に 土留めの CB or ヨウ壁を構築する  
また、人の出入り部分はまくら木 (化粧) 敷設  
ベビーカーや車いす対応の事。

現場打ち側溝W300D600 (両端泥溜め)  
細目グレーンゲ 125φ 止止め

BMIはマンホールセンター

敷地境界寸法はCAD上です。(未測量)  
特記無き見切り材は 地先境界フロック120角  
地先境界フロック120角 仕上げ天バ=AS+50  
歩車Aブロック 仕上げ天バ=AS+150  
CBブロック 仕上げ天バ=AS+50

|      |                |
|------|----------------|
| 登録番号 | T2000020261009 |
| 適用税率 | %              |
| 消費税額 | 円              |

京都市指令〇〇〇第 号

住所  
氏名 様

## 公園施設設置許可通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け申請の公園施設の設置について、都市公園法第5条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

京都市長 松井孝治 印

記

|                |  |
|----------------|--|
| 設置する場所         |  |
| 設置物件の種類、構造及び数量 |  |
| 設置の目的          |  |
| 設置の期間          |  |
| 工事の実施方法        |  |
| 工事の完了の時期       |  |
| 管理の方法          |  |
| 都市公園の復旧方法      |  |
| 使用料            |  |
| 許可の条件          |  |

## ◇ 許 可 の 条 件 ◇

(公園施設設置、管理、長期占用(3箇月を超える))

### 1 遵守事項

使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例、同条例施行規則及びその他法令の規定を遵守すること。
- (2) 公園施設を破損・汚損しないこと。万一、破損・汚損した場合は、公園管理者の指示に従い、原状復旧すること。
- (3) 許可物件に起因する事故が発生しないよう、安全対策を十分に行うこと。万一、事故等が発生した場合には、自らの責任においてその解決に当たること。
- (4) 公共の福祉、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (5) 公園敷地内に車両を乗り入れる場合には、あらかじめ公園管理者の承認を得ること。また、周辺道路への不法駐車は絶対にしないこと。
- (6) 火気を使用する際は、万全の注意を払い、消火器等の消火用具を携帯すること
- (7) 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼさないこと。
- (8) 近隣の居住者に迷惑をかけること。
- (9) 許可区域外に、公園管理者の承認なく看板や柵その他工作物を設置しないこと。
- (10) 設置物の風による倒壊等、周辺に危険が及ばないように適切な処置を行うとともに、警備員等を配置して不測の事態に備えること。また、夜間における占用物の管理及び安全対策を万全に行うこと。
- (11) その他、公園管理者の指示に従うこと。

### 2 許可の取消し

次の事項に該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において公園管理上必要があるとき。
- (2) 法令の規定に違反したとき。
- (3) 許可条件に違反する行為や、許可内容と異なる行為をするなど不信行為があるとき。
- (4) 申請書類に偽りがあったとき。
- (5) 許可物件が滅失焼失又は著しく損傷し、使用不能になったとき。
- (6) 使用料及び延滞金等の納付を怠ったとき。
- (7) 申請者(申請内容に関わる者を含む。)が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

### 3 転貸等の禁止

使用者は次の行為をしてはならない。

- (1) 許可物件の転貸
- (2) 許可物件の担保提供
- (3) 許可物件の新築又は増築、形状の変更
- (4) 使用目的又は用途の変更
- (5) 使用者の地位の譲渡

### 4 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 許可物件の改修、修繕を行おうとするとき。
- (2) 使用者又は保証人が氏名や住所（法人にあっては名称、代表者名、所在地）を変更したとき。
- (3) 使用者が死亡したとき。
- (4) 許可物件が滅失、焼失又は著しく損傷し、使用不能となったとき。
- (5) 保証人を変更しようとするとき。

### 5 許可事項

許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更許可申請書を速やかに市長に提出し、許可を受けなければならない。

### 6 必要費等の補償

使用者は、許可物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を請求することはできない。

### 7 損害賠償

- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- (2) 使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、使用者の責任においてその解決に当たらなければならない。

### 8 原状回復等

- (1) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、使用者は速やかに自己の費用で許可物件を撤去し、原状回復すること。
- (2) 許可期間満了後であっても、本件占用に起因して公園緑地に損傷が生じた場合、使

用者は自己の費用で原状回復すること。

## 9 環境保全義務

- (1) 都市公園の良好な環境、清純な雰囲気及び歴史的景観の保持に努めなければならない。
- (2) 樹木の移植、剪定及び伐採が必要な場合は、公園管理者の指導を受けたうえで、本市登録造園業者において行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。なお、これにかかる費用は使用者の負担とする。

## 10 使用許可の更新

許可期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了日の20日前までに継続許可申請をしなければならない。

## 11 使用料の改定

許可期間中であっても、条例の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。

## 12 調査協力の義務

- (1) 公園管理者は、使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者はこれに協力しなければならない。
- (2) 公園管理者が許可物件の使用状況等に関する報告又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

## 13 疑義の決定

この許可又はこの許可条件について疑義が生じたときは、公園管理者の指示によらなければならない。

## 14 その他

地蔵像、記念碑、防犯カメラなど個別の設置基準が定められている場合は、当該基準を遵守すること。

#### ○許可に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に対して再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決又は再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合又は国土交通大臣に再審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日又は当該再審査請求に対する国土交通大臣の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

#### ○使用料の徴収に関する処分について

この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都市長の決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。